

北名古屋市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年12月17日

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 桂川 将典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

社会福祉課及び子ども家庭課

対象期間 令和7年4月1日から令和7年10月28日までの所管事務

実施期間 令和7年10月1日から令和7年10月28日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

社会福祉課及び子ども家庭課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜社会福祉課＞

主な所管事務は、民生委員・児童委員、戦傷病者、戦没者遺族等の援護、人権擁護、更生保護、同和対策、社会福祉団体、日本赤十字社、災害援護、地域福祉施設、地域福祉計画、生活保護、生活困窮者自立支援、行旅病人及び行旅死亡人、ホームレス対策、中国残留邦人等の支援、障害者福祉、自立支援医療、障害者計画、障害福祉計画

及び障害児福祉計画、社会福祉法人の監査、成年後見制度、障害者虐待、障害者差別解消、福祉こども部の庶務に関する事務である。

(1) 契約事務について

基幹相談支援センター業務について、業務委託契約に係る仕様書等の記載事項に一部不明確なものがあつた。また、契約に基づく提出書類について受付印の押印漏れが散見された。

(2) 補助事業について

社会福祉団体運営費補助金について、補助金の交付を受けた団体からその構成組織に対して助成しているが、交付決定等において使途等の精査がされていなかった。

意見

(1) 返還金等の徴収事務にあたっては、債権管理台帳に債務者との折衝経過を適切に記録し決裁することで、徴収の機会を逸することのないよう努められたい。

(2) 行政財産使用料の免除にあたっては、本来使用料が施設維持管理の原資であり税金等も充てられていることから、社会状況の変化も考慮し慎重にその可否を検討されたい。

(3) 補助金の交付にあたっては、複数回に分けて支払う場合においても、対象経費等に対し適切な時期に適正に支払われるよう、計画的な支出に努められたい。

(4) 指定管理者の指定にあたっては、複数年度にわたり当該施設の管理者として決定することから、法人の財務状況の適切な把握に努められるとともに、指定管理料の積算が、実態に即した金額で支出されるよう経費を精査されたい。

<こども家庭課>

主な所管事務は、要保護児童対策及び児童虐待防止、子ども家庭総合支援拠点、子ども・若者支援、家庭児童相談、母子・寡婦及び父子家庭の支援、DV相談、子どもの貧困対策、ヤングケアラー、こども若者支援センターに関する事務である。

監査を実施した結果、事務事業については、全般にわたり適正に執行されていると認められた。